

○金融庁告示第二十四号  
ローヤル・エクスチェンジ・アッシュユアランス  
がその日本における保険業を廃止したことに伴  
い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七  
十二条第一項第一号の規定により、同社の同法第  
百八十五条第一項の免許がその効力を失ったの  
で、同法第二百七十三条第四号の規定に基づき、  
告示する。

平成十四年二月二十五日

金融庁長官 森 昭治